

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ(第4回)
2. 日時 場所	平成25年2月15日(金) 午前10時~11時20分 東京証券会館 第1会議室
3. 次第	1. トータルリターンの計算、通知について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. トータルリターンの計算、通知について 事務局より、「トータルリターンの計算、通知に係る御照会」に対する回答及び対応案について、説明が行われた。(資料1及び資料2) その後、以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>(意見交換の主な内容)</p> <p>(1) 対象とする投資信託の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社債投信(1月号~12月号)を対象外とするのであれば、他の公社債投信も対象外としてはどうか。 ⇒公社債投信(1月号~12月号)と同様の性質を有する投資信託として対象外とすべきものがあるか事務局において検討し、検討結果をワーキングメンバーに提出したい。(事務局) <p>(2) 外国投信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国内投信と同時にスタートすることとし、今後の状況により、必要に応じ再度検討」とあるが、具体的にはどのタイミングで再度検討するのか。 ⇒トータルリターンの計算方法等について具体的な議論を行った後、各社がシステムベンダー等と要件定義等について検討を行った結果、スケジュール的に困難であるという声が大多数を占めるような状況になれば、再度検討が必要になると考える。(事務局) ・分配金が円貨受取になっている場合、税引後の分配金を外貨ベースで計算できるかについて各社において確認する必要がある。 ・投資家の目線からすれば、円貨ベースの損益が重要なので、外貨ベースの損益に円貨ベースの損益を併記したらどうか。 ・現在簡便な方法により円貨ベースで顧客宛通知しているが、苦情も多い。外貨決済で投信を買い付けた場合、その外貨をそもそも幾らで購入したかは投資家しか分からず、円貨ベースで正しく計算することは困難なので、外貨ベースでの表示とすべきではないか。 ⇒外国投信(外貨建て投信)については、外貨ベースでトータルリターンを計算、通知することとし、各社の任意で円貨ベースでの計算、通知を併せて行うことも妨げないこととしたい。(事務局) <p>(3) 遡及適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応案では、制度施行日以降は義務規定、規則公表日以降は努力規定、規則公表

日以前は各社対応と、3段階に分けて記載されているが、複雑すぎるのではないか。

⇒金融庁の投信ワーキング報告書において、遡及適用について「実行可能性を検証する」、「実施時点で既に販売済みの投資信託についても可能な範囲で対象とする」と記載されていることも考慮し、対応案の書きぶりにさせていただいている。ただし、今後、各社においてシステム構築等を検討する段階で過去遡及が困難であることが判明すれば、再度検討させていただきたい。(事務局)

(4) 通知の手段

・販売量が少ない販売会社の場合は、販売量が大きくなるまでは、(顧客への事前の周知を前提とした上で) 照会に対する回答を認めるという考えもあるのではないか。

⇒これまでのワーキングの議論では、販売量の多寡により周知方法を変えるべきとの意見は出されていない。よって、対応案どおり、販売量の多寡等にかかわらず、当面の間は、照会に対する回答の方法も認めることで良いと考える。(事務局)

(5) 通知の頻度

・例えば、通知の頻度を1年毎とした場合であっても、通知のタイミングは任意と考えていいのか。

⇒そのように考える。(事務局)

(6) 計算方法

・計算方法は統一されることが望ましいと考えるが、統一の内容によっては、既に対応している会社にとってシステム面の修正等が必要になるケースがあり得る。そのことが、従来の顧客説明との連続性が失われることにより無用の混乱を与え得ることを考えると、計算方法については一つの目線として示すことで足りるのではないかと考える。既に対応している会社で同じベンダーを利用しているからと言って、同じ計算方法、計算要素で対応しているということではないと理解している。

・金融庁の投信ワーキングの議論の中で、本件を含め、「販売会社の創意工夫」といった部分という余地を残すとの声が多数あったことから、計算方法は細部まで統一する必要は無く、各販売会社の創意工夫の余地を残す方が望ましいと考える。消費者サイドの委員から「無用のコストの発生を望むものではない」という声があったことも踏まえると、そのように考える。

・トータルリターンの通知で先行している会社の計算方法が同一であれば、その計算方法に合わせるものが最もやり易いのではないか。複数の販売会社で投信を保有している顧客もいるので、販売会社毎に計算方法が異なることは却って混乱を招くと考える。

⇒事務局にて、トータルリターンを通知している会社の計算方法を確認し、当該計算方法をワーキングメンバーに展開するので、各社において当該計算方法で対応可能かどうか検討いただきたい。(事務局)

	<p>(7) 計算期間 特段の意見無し ⇒事務局から案を提出するので、その内容について検討いただきたい。(事務局)</p> <p>2. その他 事務局より、今後、本日の議論で示された方向性をベースとして事務局にて制度要綱案を作成し、ワーキングメンバーに別途意見募集を行いたい旨説明があった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>5. その他</p>	<p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
<p>6. 本件に関する問い合わせ先</p>	<p>自主規制企画部 (03-3667-8470)</p>